

「当座勘定規定」の一部改正について

愛媛県信用漁業協同組合連合会

平素より当会をご利用頂き誠にありがとうございます。

さて、当会ではお客さまとのお取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、手形・小切手の全面電子化に向けた対応として「当座勘定規定」の一部改正を実施しますのでご案内いたします。

つきましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正内容

当座勘定の払出しにおいて、手形・小切手の他に払戻請求書による取扱いを可能とする改正。

2. 新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>7.（手形、小切手の支払等）</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当信漁連所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当信漁連所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当信漁連が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p>	<p>7.（手形、小切手の支払）</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>(追加)</u> を使用してください。</p> <p><u>追加</u></p>
<p>17.（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当信漁連に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当信漁連は責任を負いません。</p>	<p>17.（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>(追加)</u> または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当信漁連に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>(追加)</u> 諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当信漁連は責任を負いません。</p>

3. 実施日

令和7年10月1日（水）

以上